ヒラメの Kudoa septempunctata に係る食品健康影響評価に関する審議結果(案)についての御意見・情報の募集結果について

- 1. 実施期間 平成27年9月30日~平成27年10月29日
- 2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
- 3. 提出状況 12通
- 4. 御意見及びそれに対する食品安全委員会の回答

御意見※ 1 本食中毒は国内生産者の適切な対応にも拘わら ず、患者数は減少していない。原因は汚染輸入ヒラ メの流通である。最近でも産地が誤って記載(故意 偽装?) されたヒラメによる食中毒も発生している (10月9日付報道)。国内生産ヒラメについては危 険度は低いと考えられる。当大学でも特に直営店で 販売する分については全個体を検査している。この 様な国内生産者の努力も汚染輸入ヒラメが流通す れば水泡に帰す。海外生産者には一定の基準を設け てそれに達しないヒラメは輸出できないようにす る等、日本として生産国に対して要請・指導が必要 であろう。現時点で汚染ヒラメの流通を軽減する唯 一の手段は検疫検査の強化である。最終防疫ライン である検疫検査時の基準の見直しが必要だと考え る。寄生強度には当然ばらつきがあるため、基準値 より少ない胞子数でも陽性個体が検出されれば、当 該ロットには食中毒危険ヒラメが含まれる危険性 が高くなる。検査尾数についても現在の検査より多 くの尾数を検査することは技術的に可能である。本 評価書では疾病負荷の多寡に拘わらず、汚染ヒラメ を流通させないための具体的な指針を示していた だきたいと切望する。

2 輸入養殖ヒラメの輸入時検査は継続すべき、と考えます。理由は以下です。

輸入養殖ヒラメの産地である韓国のヒラメ養殖 場においてクドア食中毒予防対策がどのように実 施されているか等の把握は、日本側ではできていな いと思われます。それが可能かどうかについての記 食品安全委員会の回答

御意見をいただきありがとうございます。 食品安全委員会は、国民の健康の保護が最も 重要であるという基本的認識の下、規制や指 導等のリスク管理を行う関係行政機関から独 立して、科学的知見に基づき客観的かつ中立 公正にリスク評価を行う機関です。

本件は、ヒラメの *Kudoa septempunctata* がヒトの健康に及ぼす影響について食品健康 影響評価を行ったものです。

輸入養殖ヒラメの輸入時の検査体制及び検査法については、リスク管理機関である厚生労働省において検討されるべき事項であることから、いただいた御意見を厚生労働省へお伝えします。

また、産地表示についてのご意見は、消費 者庁へお伝えします。

なお、DALYs (disability-adjusted life years:障害調整生存年)は、WHO (世界保健機関)を中心に、食品安全のみならず、様々な疾病や危険因子の健康被害を定量化し、比較するための客観的な指標として国際的に用いられているものです。また、評価書のWII.食品健康影響評価において、「リスク管理機関においては、DALYs の試算結果を前提としつつ、取りうる対策について検討することが望まれる」とし、輸入養殖ヒラメへの対策につ

述も「評価書」には見当たりませんでした。一方、韓国でのヒラメ養殖生産量は2013年時点で3.7万トンであり、輸出量はその約9%、対日輸出量は約7%にとどまるようです。しかも、韓国内ではクドア食中毒の発生報告例が無いとされているので、現地のヒラメ養殖業者が新たなコストをかけて予防対策を実施するインセンティブは高くないとも考えられます。したがって、輸入時検査は一つの牽制になっているはず。日本の消費者からヒラメを食べる楽しみを奪う(食べる機会を減らす)ことにもつながる、新たな食中毒例の発生を抑制するための輸入時検査は継続するべきだと思います。

3

他の食中毒と比較した場合、人体への影響は少な く一過性とは言え、原因が特定されており、食中毒 として取り扱われていること。しかも 77%を韓国 産が占めており、国内産と比べても遥かに感染率は 高い結果となっているにも係らず、感染率や可食部 の細胞数のばらつきだけで検疫を緩めると言うの は逆ではないでしょうか。また違反もあったと報告 されているのにも係らず、それを民間生産者に委ね る事で本当に未然に防ぐことが可能でしょうか。個 体差が大きいからこそ、現地での育成過程および出 荷前の検査、そして最後の検疫で未然に防ぐ必要性 があると考えらます。また食中毒では無く殆どが活 魚で導入される為、排水等からシストがフィールド へ流れた場合、未感染地域が汚染される可能性も、 これまでの他の寄生虫の観点から見ると、全く無い 事では無いと考えています。不評被害についても、 クドアによる食中毒報道されると、国内産であって も出荷尾数は落ちる傾向にあります。これらから検 疫は国内のヒラメ養殖産業を維持する上で必要で あり、国産の価値の向上になると考えられます。も し健康リスク等で検疫を緩めるのであれば、食中毒 と言うカテゴリーからも除外するべきです。

4

国による検疫は、かなり強化されているものの、 相変わらず韓国産輸入養殖ヒラメによる「食中毒」 が発生している。このため、国内のヒラメ養殖業者 は自ら徹底した検査を実施し食中毒対策を実施し ているにもかかわらず、国内産のヒラメ流通、販売 いても、「リスク管理の目的にあった適正な規 制値を設定し、出荷前や輸入時の検査を実施 することで、生産者や輸出国への注意喚起に つながること等により、*K. septempunctata* が高濃度に感染したヒラメの流通をある程度 抑制する可能性が考えられる。」と記載してお ります。さらに、「*K. septempunctata* に感染 しているヒラメ個体の割合は低いと推定さ れ、感染が確認された同一養殖場内において もヒラメ個体間における K. septempunctata 汚染濃度のばらつきも大きいことから、特に 輸入時の検査に当たっては、これらについて 留意する必要がある。また、国内産養殖ヒラ メと同様に、輸入時の検査に依存するのでは なく、生産段階における食中毒予防対策が、 効果が高いと考えられる」と記載していると ころです。

価格及び販売量に大きな影響を受けるなど経営に 支障が生じている。

このようなことから、養殖ヒラメの輸入に際しては、検査精度を一層向上させること等により検疫をさらに強化する必要があると思う。人的被害が軽微という理由だけで"規制の緩和"とも読み取れる審議結果(案)は、食の安全・安心を担う養殖魚生産者としては看過できない内容である。

厚生労働省が Kudoa septempunctata による発症を食中毒と認定している現状において、人的被害の大小にかかわらず、輸出国側に日本国内以上、少なくとも同等の規制を求めることはもちろんのこと、検疫の強化による Kudoa septempunctata に感染したヒラメの国内侵入の防止を徹底することが、国内水産業を守るための政策として重要であると思う。

5 クドア属粘液胞子虫のヒラメ寄生に対する審議 結果を受けて外国産の 70%が寄生している現状を 見ると輸入ヒラメについては、この事が解消される までは何らかの規制が必要であると思う。

ヒラメは活魚で流通する事が多いため同一水槽に混養される可能性が大いにある、産地表示を徹底する必要があり、国内産の養殖ヒラメの優位性をもっと周知していただきたい。

6 「国内ヒラメ生産者損失回復と日本国民のクド ア食中毒発生リスク低減は表裏一体」

1) 通関時の抜き取り検査の強化

農林水産省海面漁業生産統計による、2010年(クドア食中毒記事の前年)のヒラメ養殖収穫量 3,977トン、生産額 5,099百万円を 100%とした場合、3年後の 2013年には、それぞれ 47.7%、42.7%と半減しています。これに対して、財務省貿易統計によれば、同時期の輸入ヒラメは輸入量と金額で74.4%、81.9%です。国産は輸入の倍以上減少しています。韓国産による食中毒発生、消費量減少、価格下落で、国内生産者が損失を被る「正直者が損をする」という状況になっています。評価書 42ページには「通常輸入の抜き取り検査ではクドア食中毒発生を低減する効果が限定的である」とあります。

しかし、現状の抜き取り検査は韓国の生産者に対して一定の抑止力はあります。検査で引っかかった場合、生産者は輸出できなくなり、韓国内での販売に限定されるため収益は減少します。したがって、抜き取り検査は今後とも継続し、一段と強化すべきです。

2) 国内での全数検査

評価書47ページに記載されているように、もっ とも効果の高い方法は、韓国が種苗生産、養殖、出 荷の各段階で日本同様の対策をすることだと思い ます。しかし韓国ではサイズごとにロットを分ける ので成魚の由来は混ざり合っています。出荷前の同 ロットから30尾の検査だけでは、これからもクド ア食中毒は散発すると思います。その対策はとして は、韓国が日本同様の生産時対策を講じるまでの期 間、日本国内で全数検査ができればいいと思いま す。国内養殖ヒラメは検査除外として、韓国産ヒラ メとクドアが検出された海域の天然ヒラメは検査 対象とすべきです。韓国産ヒラメをイムノクロマト 法による試薬で、迅速にクドア胞子を検出している 活魚販売会社があります。現在この試薬を開発した 会社と共同で試験中であり、この検査方法は簡易的 であり、全数検査には実用的です。日本で全数検査 を行うようになれば、韓国も日本同様の生産時のク ドア対策を取らざるを得ないでしょう。

3) 天然漁獲ヒラメにも影響

養殖ヒラメ以外にも、天然ヒラメも被害を受けて います。青森県はヒラメを県の魚として種苗放流等 に注力し国内屈指の生産量を誇っています。ヒラメ は活魚と鮮魚で扱っており、手間と経費のかかる活 魚の価格が、鮮魚より上回っています。ところが、 2011 年以降、活魚鮮魚双方の価格が下落傾向で、 2014年8月には鮮魚1,184円/kgに対し、活魚 1,066 円/kgと価格が逆転したこともありまし た。こいう状況の中、鮮魚の扱い比率が高くなって いき、ヒラメ全体の価格が下がり、青森県漁連の取 扱金額は減少し、漁業者の収入も減少しています。 この度、意見書を書くに当たり、2011年にヒラ メの生食をやめた福岡市の某ホテルに電話で問い 合わせましたが、「あれ以来ずっとヒラメの生食メ ニューはありません、他のホテルも同様だろう」と のことでした。また、そのホテル内に支店を持つ老 舗寿司店にも問い合わせたところ、「本店共々天然 ヒラメ (養殖ヒラメ使用せず)を出していません」 とのことでした。このように、クドア問題によるヒ ラメ消費の減少が、漁業・養殖生産者の収入減少の 要因となっています。

当社は韓国産養殖ヒラメの輸入販売を行っています。ヒラメによると思われる原因不明の食中毒が、多発し始めた頃から *Kudoa septempunctata* (以下クドアと記す)への関心を持っていましたが正式にクドア sept'が原因であると判明した時点で、これで早期の解決が出来ると喜びました。しかし、現実的には未だに問題を抱えたままになっています。

7

国内の養殖ヒラメに対するクドア sept'対策は、 農林水産省の指導要項の実施により、有効な結果が 得られていると思いますが、韓国産ヒラメに対する 対策が遅れた事と、天然ヒラメへの拡散が予想以上 であることには不安があります。

食中毒指定されてからの食中毒事例発生件数と 厚生労働省の対応及び主産地である韓国済州道水 産 協 同 組 合 Jeju fish-culture fisheries cooperatives (以下 水協と記す) のクドア対応が クドア sept'による食中毒の発生件数に影響を及ぼ していると思います。

2011年6月 クドアの食中毒指定

7 月 クドアの確認方法として リアル タイム PCR 検査法、検鏡検査法の公開

2012 年 6 月 クドアの寄生個体数 10 の 6 乗以 上を違反食品として扱う 通知

輸入時のモニタリング強化を 通達

これらの通達事項により、国内の保健所及び韓国側の対応が、食中毒発生件数にどの様に反映されているかを説明してみたいと思います。

先ずは2011年6月の食中毒指定以降、ヒラメが関与する食中毒の発生があっても、クドアの存在を確認出来ない事例が多く、発生件数として上がっていませんでした。しかし、同年9月以降発生件数が上昇した原因は、ヒラメが関与する食中毒をクドア由来として処理したからだと思います。その後の減少は、「疑わしきはクドアとしての処理」を中止したこと、および韓国輸出業者側でのクドア対応によると思われます。

2011 年 7 月にクドアの検査方法が発表されて以来、当社を含め数社が輸入時のサンプル検査を実施しました。依頼先は国内の分析センターで、費用は一回 5 尾で約 5 万円でした。

2011 年 8 月には韓国の輸出業者数社がクドア検査 会社を設立し、輸出前検査を開始しましたが、時間 と経費がかかるため、少数の輸出業者が依頼する程 度でした。

2012 年 4 月、弊社の国内でのサンプル検査で、3 度目のクドアが検出されたことで、韓国にクレームを入れたところ養殖業者が、輸出業者や水協まで巻き込み、日本での検査をやめないと弊社には輸出しないとの問題にまでなったため、5 月より輸入時のサンプル検査を中止することになりました。弊社は、韓国の公的機関や水協が検査して、証明書を発行することを当初より要請していたのですが、韓国側はクドアの存在自体を否定(韓国国内では食中毒の発生事例がないため)していたので、消極的な対応でした。

2012年4月から6月にかけてクドア食中毒の発生件数が増加した原因は、トラブルとなった同年4月の弊社からの注意喚起にも拘らず、韓国側の消極的対応のためクドアに留意せず出荷したことが考えられます。

しかしながら、2012 年 6 月に厚生労働省医薬食品安全部長から各検疫所長宛の「クドアを原因とする食中毒発生の防止について」の通知が出され、輸入時モニタリング検査強化の一報が入ると、クドア問題に無関心であった水協が出荷時のサンプル検査を実施し、証明書を発行するようになりました。それ以降クドア食中毒発生件数が激減しており、韓国水協の対策が効を奏した形になっています。このような状況下で、韓国では輸出に適するヒラメの減少が進み、2013 年 4 月頃には輸出用ヒラメの入札数量が減少、相場が少し上昇しました。

韓国水協のクドア証明書の表記は、変化しています。当初は現場でサンプリングされたヒラメ 5 尾に検鏡検査で「クドア ND」でしたが、前述の通知以降「基準値以内」との表記に変わり、2013 年 12 月半ばからは「検査方法 PCR」「判定 基準値以内」との曖昧な表記になっています。

2014年のクドア食中毒発生件数の増加の要因としては、上記のような韓国での検査基準の緩和によ

るクドア感染魚の輸入増加や保健所が採便や嘔吐物から検出したクドアが食中毒判定に加わったことが挙げられます。

私はクドア食中毒発生を減少するためには養殖 環境の改善が重要であると思っています。このこと は、国内のヒラメ種苗・養殖生産で実証されていま すが、韓国の生産では対応が遅れていることは否め ない事実です。

輸入時のモニタリング検査は韓国側に対して一つの枷になっているので、今後も必要だと思います。

それ以外では、生食用としての取り扱い基準的なものを設けるのも手段かと思います。現状、保健所は養殖ヒラメを「生では供しないこと」と指導していますが、主として刺身で食べる食材にとっては消費が激減する致命的な「指導」と思います。少なくとも生でヒラメを提供出来る条件を設けて、流通を促進するべきだと思います。

例えば ①農林水産省の推奨するクドア対策を 実施し生産したもの ②クドアを全数検査したも の(輸入、天然ヒラメを含む)等、クドア食中毒を 起こさない為の通達を出すべきと思います。

2014年のヒラメ輸入量は2011年比で約30%減少し、国内の天然ヒラメの相場は下げ続けています。この原因は、ヒラメのクドア食中毒指定のより、流通量の減少した市場で天然ヒラメは捌ききれなくなっているためです。

今クドア対策を放置すれば、クドアでの食中毒発生を抑止出来ないだけでなく、今後天然ヒラメに拡散したクドアへの対策も遅れることになりかねません。

ヒラメの市場回復のためにも、クドア食中毒発生 を少なくするためにも更に踏み込んだ対策が必要 と思います。

以上

8

ヒラメのクドア・セプテンプンクタータによる食中毒は、依然沢山発生している。特に韓国産による被害が後を絶たない。国産養殖ヒラメによる発生は、自主検査の徹底により激減している。韓国産による被害が一向に減らないのは、有効な検査体制が働いていないからだ。国産のようなロット(同一魚群)単位の検査が必須だ。検疫所のサンプリング検

査の効果が上がらないのは、日本への輸出前に、韓国内で既に異なるロットの魚が混じっているからである。故意かランダムかはわからないが、魚は出荷水槽にロットごとではなく、サイズ別に種分けするため、様々な産地、養殖場の魚が混じり合う。これでは「原液を薄めている」ようなもので、少数サンプルではヒットする割合が極めて低い。ヒラメのみを介するクドア食中毒を、様々な要因が介在する、感染力の強いノロウイルスやカンピロバクターと同様の指標で解析するのは科学的ではない。とても違和感がある。韓国サイドの検査体制が信用できない現在、国内の検査体制を充実する必要がある。酷化することはあっても、軽減する方向に進むのはナンセンスだ。食中毒発生報道がある度に出荷が止まる。国は、断固たる対策を!

9 クドア食中毒の発生に対し、大分県がいち早く 「大分県クドア対策ガイドライン」を作成し、私達生 産者もそのガイドラインの遵守を徹底してきたこ とで、大分産ヒラメのクドアに対する安全性は、市 場ではある程度評価されてきたと感じています。し かしながら、国内では未だにクドア食中毒が発生し ており、そういった事例のマスコミ報道は費者の不 安をあおり、風評被害による販売減少も少なからず 経験し、私達の生活を脅かしています。そして、そ の未だに発生しているクドア食中毒は、韓国産輸入 ヒラメに起因する割合が非常に高にのではないか といわれています。よって、国内でのクドア食中毒 被害を減少させ、消費者に安心して養殖ヒラメを食 してもらうためには、韓国の生産段階においても、 私達が遵守している「大分県クドア対策ガイドライ ン」と同等の対策が取られ、かつ、輸入時には、ク ドアに対する安全性が確認されるまでは国内に流 通させないといった、検疫の強化が必要であると考 えます。

10 「輸入ヒラメに更なる検査強化を」

愛媛県西予市でヒラメ養殖を行っています。 2011年5月、わが国で初めて、食中毒クドア症対 策として、出荷魚の検査を実施し、証明書を付けて 出荷しています。その後、国産養殖ヒラメにおいて は、全国の生産地で検査が普及し、クドア・セプテ

ンプンクタータの感染魚は、概ね排除することがで きたと思っています。しかし、天然物と韓国産輸入 ヒラメは、検査体制がない、検査をしていない等の 理由で、それらが原因の食中毒が散発しています。 食中毒報道が出るたびに、きっちりと検査体制を取 っている国産養殖ヒラメも、大きなダメージを受け ます。韓国産養殖ヒラメの検査は、強化することは あっても、簡略化もしくは廃止することは、絶対に あってはならないことです。評価書では、健康被害 リスクが少ないこと、サンプリング検査では感染魚 が引っかかりにくいこと等から、検査体制を緩める ような趣旨が読み取れます。これは大いに危険で す。今以上に検査体制を強化し、韓国サイドにも安 全な魚を輸出するように要望すべきです。当委員会 には、ヒトの健康被害だけでなく、産業振興にも目 を向けて頂きたいと、強く思います。

11 クドア食中毒は、韓国産輸入養殖ヒラメに起因する割合が非常に高いため、韓国の生産段階における対策に期待し検疫に依存しない体制では、国内での食中毒被害は減少せずに現状と変わらないものと考えます。

このため、韓国の生産段階の対策が日本国内と同様の対策がとられ、かつ、安全性が確認されるまでは、検疫の強化によって食中毒を減少させるべきではないかと考えます。

12 国内養殖ヒラメの風評にも関わるので輸入養殖 ヒラメを禁止して欲しいのが本音である。だがそこ までは言えないのでもっと規制を厳しくして欲し い。

※ 今回の審議結果(案)に関係しない部分については、省略させていただきました。